

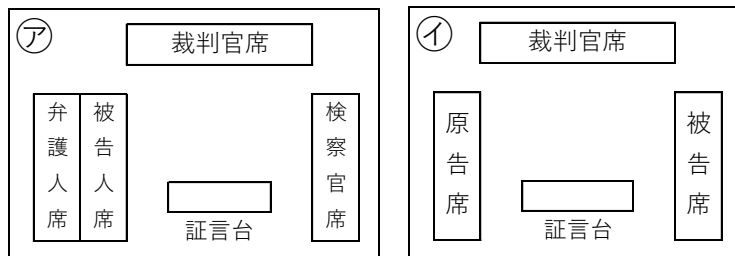
基本問題

- ① 同一事件について、段階的に3回まで裁判を受けられるしくみを何というか。
- ② 第一審の判決について不服のある場合に、上級の裁判所に第二審を求めることを何というか。
- ③ 第二審の判決について不服のある場合に、さらに上級の裁判所に第三審を求めることを何というか。
- ④ 人と人のトラブルを解決するための裁判（の手続き）を何というか。
- ⑤ 罪を犯したと疑われている人について、本当に罪を犯したのかどうか、また、罪を犯したと認められる場合に、どのような刑罰を科すべきかを審理し決定する裁判（の手続き）を何というか。
- ⑥ 判決が確定したあと、新しい証拠が出るなど裁判の重大な誤りが疑われる場合には、裁判のやり直しができる制度がある。その制度を何というか。
- ⑦ 司法制度改革の一環として、2009年からスタートした、国民が重大事件を裁く第一審の裁判に参加し、裁判官と一緒に被告人の刑の内容を決める制度を何というか。
- ⑧ 裁判所は、国会によってつくられた法律や内閣が行う命令・規則・処分が憲法に違反していないかどうかを審査することができる。この制度（権限）を何というか。

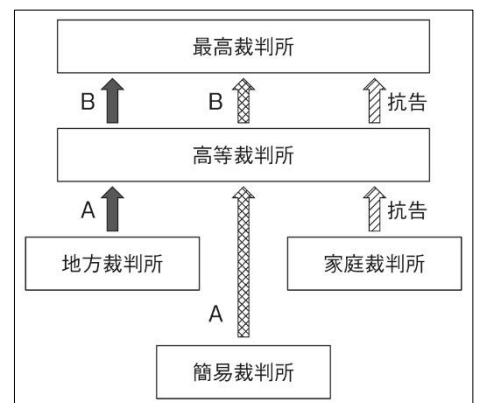
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

応用問題

資料1



資料2



- ① 裁判には民事裁判と刑事裁判とがある。資料1の①と②はそれぞれどちらの裁判の図を示しているか、書きなさい。
- ② 資料2中のAとBにあてはまる語をそれぞれ書きなさい。
- ③ 日本の裁判において、三審制のしくみが採られているのはなぜか、書きなさい。
- ④ 裁判員制度を導入し、国民が刑事裁判に参加することによって、どのようなことが期待されているのか、書きなさい。

①	②	A	B
③			
④			